

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和2年第1回定例会提出予定議案の説明

- (2) 議案第12号 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 新旧対照表

資料2 令和2年2月6日健康福祉委員会資料

令和2年2月13日

健康福祉局

## 川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>○川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 3 月 20 日 条例第 8 号</p> <p>第 1 条～第 15 条（略）<br/>（管理状況の定期検査等）</p> <p>第 16 条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、<u>毎年 1 回以上定期に</u>、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が 8 立方メートルを超えない施設については、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>第 17 条～第 25 条（略）</p> <p><u>附 則</u><br/><u>この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> | <p>○川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成 7 年 3 月 20 日 条例第 8 号</p> <p>第 1 条～第 15 条（略）<br/>（管理状況の定期検査等）</p> <p>第 16 条 小規模受水槽水道の設置者は、当該小規模受水槽水道の管理について、規則で定めるところにより、<u>1 年以内ごとに 1 回</u>、市長の指定する者の検査を受けなければならない。ただし、当該小規模受水槽水道の受水槽の有効容量が 8 立方メートルを超えない施設については、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p>第 17 条～第 25 条（略）</p> |

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な  
飲料水の確保に関する条例及び同条例施行規則の一部改正に係る  
パブリックコメントの実施結果について

## 1 概要

市水道水を水源とするもので、受水槽有効容量が $10\text{m}^3$ を超える「簡易専用水道」は、水道法が適用されます。一方、市水道水を水源とするもので、受水槽有効容量が $10\text{m}^3$ 以下の「小規模受水槽水道」と地下水を水源とする「小規模水道」は、市条例が適用されません。

令和元年9月30日、水道法施行規則が一部改正され、簡易専用水道の水槽の清掃及び検査の頻度について、これまで「1年以内ごとに1回」とされていましたが、「毎年1回以上定期的に」と改められました。

今般、水道法施行規則の一部改正を受け、条例及び条例施行規則で定める「小規模受水槽水道」と「小規模水道」の基準を、水道法施行規則で定める「簡易専用水道」の基準に合わせることで、共同住宅やビルの所有者、管理会社等が建築物を円滑に管理できるようにするため、条例等の一部改正を予定しています。

このことについて、市民の皆様から御意見を募集しました。その結果は以下のとおりです。

## 2 意見募集の概要

|         |   |
|---------|---|
| 意見の募集期間 | 令和元年12月10日（火）～令和2年1月9日（木）                                     |
| 意見の提出方法 | 電子メール、FAX、郵送、持参   |
| 募集の周知方法 | 川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、健康福祉局保健所生活衛生課、市政だより（12月21日号） |
| 結果の公表方法 | 川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、健康福祉局保健所生活衛生課                |

## 3 結果の概要

御意見はありませんでした。

## 4 今後のスケジュール（予定）

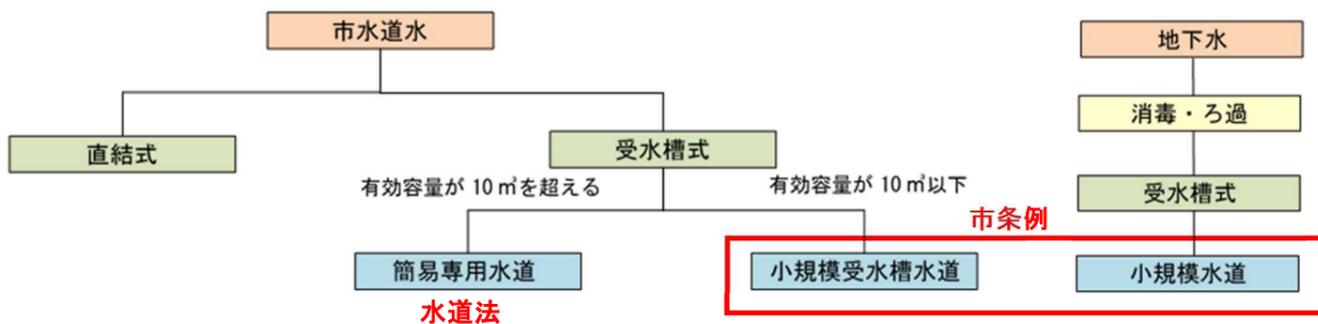
令和2年2月 パブリックコメント結果公表及び条例改正議案提出

令和2年4月1日 条例及び条例施行規則施行

1 条例改正の背景

(1) 水道施設の種類について

水源及び給水方式により次のように分類される。



受水槽は、共同住宅、ビル、学校等に設置されている。

水道メーターから各戸の蛇口までの管理は設置者（所有者）の責任となる。（右図参照）

【簡易専用水道】

市水道水のみを水源とするもので、受水槽有効容量が10m³を超えるもの。

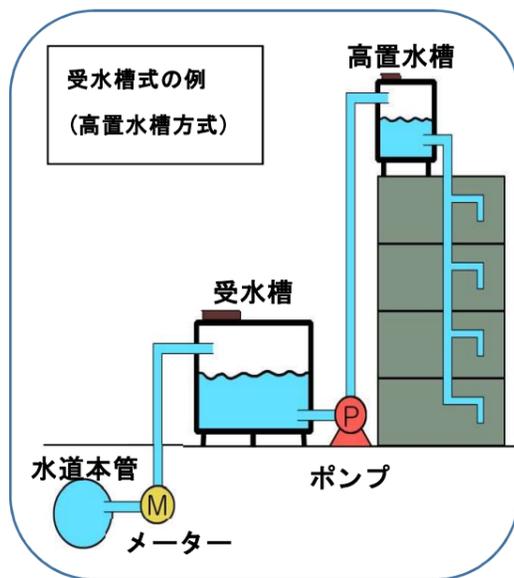
水道法により厚生労働省登録検査機関による検査及び水槽の清掃等の管理基準が設置者に義務付けられている。

【小規模受水槽水道】

市水道水のみを水源とし、受水槽有効容量が10m³以下のもの。条例により市長指定検査機関による検査及び水槽の清掃等の管理基準が設置者に義務付けられている。

【小規模水道】

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水を水源として飲料水を供給するもの。地下水を汲み上げて、消毒・ろ過した水を受水槽にため、給水する方式。スポーツ施設、食品工場等に設置されている。条例により定期的水質検査及び水槽の清掃等の管理基準が設置者に義務付けられている。



(2) 市内施設数（平成31年3月31日現在）

簡易専用水道：2,741施設 小規模受水槽水道：1,872施設 小規模水道：7施設

(3) 水道法施行規則（省令）の一部改正について

簡易専用水道は、水道法の規定に基づき、省令で管理基準等が定められている。水道法施行規則の一部を改正する省令が令和元年9月30日に公布され、同年10月1日から施行されたことにより、次のとおり基準が改められた。

簡易専用水道の水槽の清掃及び検査の頻度：「1年以内ごとに1回」→「毎年1回以上定期に」

（理由）施設運営上、水槽の清掃及び検査の実施日に制約がある場合などを考慮。

(4) 条例等の一部改正について

「小規模受水槽水道」及び「小規模水道」は、条例及び条例施行規則で管理基準等が定められている。今般、省令の一部改正を受け、条例等の基準を改正後の省令の基準に合わせるため、条例及び条例施行規則の一部改正を予定している。

2 条例等の改正内容

(1) 条例等で定める基準（抜粋）

|        | 小規模受水槽水道  | 小規模水道  |
|--------|---|--|
| 条例     | ◎管理基準（条例第15条）→規則<br>◎管理状況の定期検査（条例第16条）<br>8 m³を超える受水槽の場合：1年以内ごとに1回  | ◎水質検査（条例第10条）→規則<br>◎管理基準（条例第11条）→規則   |
| 条例施行規則 | ◎条例第15条で定める管理基準（規則第13条）<br>○水槽の清掃（1年以内ごとに1回）<br>○水槽の点検等汚染防止のための措置<br>○異常を認めたと時の水質検査<br>○健康を害するおそれがあることを知ったときの給水停止、関係者への周知 | ◎条例第10条で定める水質検査（規則第8条）<br>定期：1年以内ごとに1回・臨時<br>◎条例第11条で定める管理基準（規則第9条）<br>○日常検査（臭気、味、色、濁り）<br>○常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にする<br>○柵、鍵を設置して人や動物の侵入による水の汚染防止<br>○水槽の清掃（1年以内ごとに1回）<br>○塩素消毒を行う場合の遊離残留塩素濃度：0.1 mg/l以上 |

(2) 条例等改正における基本的考え方

ア 条例

「小規模受水槽水道」の管理状況の定期検査の頻度について、省令の基準に合わせ、「毎年1回以上定期に」とする。

イ 条例施行規則

「小規模受水槽水道」の水槽の清掃頻度、「小規模水道」の定期的水質検査及び水槽の清掃の頻度について、省令の基準に合わせ、「毎年1回以上定期に」とする。

【理由】

- 条例等に基づく小規模受水槽水道等の基準と省令に基づく簡易専用水道の基準を同じ規定にすることにより、共同住宅やビルの所有者、管理会社等が建築物を円滑に管理できるようにするため。
- 検査及び水槽の清掃の実施については、1年の間に定期の期間を定めて行うこととする国の考え方や、施設運営上、実施日に制約がある場合などを考慮する。

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和元年12月10日～令和2年1月9日 パブリックコメント実施
- 令和2年2月 パブリックコメント結果公表及び条例改正議案提出
- 令和2年4月1日 条例及び条例施行規則施行